

誰一人取り残されない情報伝達を目的とした実証実験運用業務 仕様書

1. 業務名

誰一人取り残されない情報伝達を目的とした実証実験運用業務

2. 業務目的

滑川市では、令和6年3月に「デジタルで創る持続可能なまちづくり条例」を制定し、誰もがデジタル技術の恩恵を受け、豊かな市民生活を送ることができるまちの実現を目指している。

一方、市内には高齢者を中心にスマホ等を持たない・持っていてもほとんど使えない方が一定数おり、緊急情報や市からの行政情報の円滑な受信、地域（町内会）における円滑なコミュニケーションに支障をきたしている。また、人口減の中で増加する要支援者等の見守り等を効率的・効果的に行うため、誰もがデジタルツールを利用できる環境が必要となっている。

こうした課題に対応するため、将来的に誰もが利用可能なデジタルツールの導入を市内において進めるため、導入による効果や課題、サービス形態等を検証・検討するため、実証実験を行うことを目的とする。

3. 履行期限

契約締結の翌日～令和8年3月31日

※実証実験の開始（市民の端末利用開始）は、遅くとも令和7年11月1日までとし、令和7年度において実証実験期間を5ヵ月程度確保すること。

4. 履行場所

滑川市寺家町104番地（滑川市役所内）及び滑川市内

5. 業務内容

(1) 滑川市内において、スマホ等のデジタル機器の操作が困難な高齢者等でも円滑に利用可能なデジタルツールを貸与し、円滑な情報伝達や見守り等の実証実験を行う。

① 対象者及び貸与する端末等台数

対象者：高齢者を中心とする地域住民20名

※対象者は滑川市が選定する。

端末台数：タブレット端末等20台

通信機器：上記端末を利用するために必要なモバイルルータ、SIM等の通信機器

※対象者宅の通信機器を利用可能な場合は、当該通信機器を利用するものとし、通信機器の貸与は行わないものとする。

② デジタルツールの機能要件

ア システム基本要件

- ・スマホやタブレット、PC等の活用が困難な高齢者等でも円滑に利用できる仕組み（電源起動・ログイン・アプリ起動不要、音声読み上げ機能等）を備えていること。
- ・専用回線等は不要で、一般的なインターネット環境（Wi-Fi）があれば利用可能であること。

- ・効果検証のため、対象者のデジタルツールの利用状況を機能ごとに確認できること。

イ 結ネットとの連携機能

- ・株式会社シーピーユーが提供する、地域 ICT プラットフォーム「結ネット」と連携し、市職員が結ネットで配信する情報や町内会が配信する地域の情報を受信できること。

ウ コミュニケーション・情報発信機能

- ・市職員や支援者等（対象者の家族や民生委員等）がスマホを利用して、当該デジタルツールと円滑にビデオ通話が可能であること。
- ・市職員や支援者等がテキストメッセージにより対象者とコミュニケーションが可能であること。テキストメッセージの配信は、配信予約が可能であること。また画像等のデータを添付可能であること。
- ・市から一度に複数の対象者に対して情報配信が可能であること。

エ 利用端末・機器

- ・対象者に貸与するタブレット端末等のディスプレイは、8 インチ以上とし、ビデオ通話等に必要なカメラを備えていること。
- ・対象者に貸与する通信機器は、提供するデジタルツールに応じた適正な通信速度の機器を用意すること。

③ システム運用、サポート、保守・障害対応等

- ・原則 24 時間 365 日利用可能とし、システム保守等により 1 時間以上利用を停止する場合は、緊急の場合を除き 7 日前までに案内を行うこと。
- ・対象者、支援者等及び市からの問い合わせ対応を実施すること。対応時間は午前 9 時から午後 5 時まででは必須とし、電話及び電子メールでの問い合わせに対応すること。
- ・障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定め、障害が発生した場合は、遅滞なく市に報告し、早期の復旧を図ること。
- ・システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的の実施すること。
- ・システムの保守等に係る費用は本業務内容に含むものとする。

④ セキュリティ対策

- ・受託者は、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。
- ・コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策により、適切に業務を行うこと。
- ・暗号化を施した上で通信すること。
- ・アクセス監視を行うこと。また、不正アクセスが発生した場合には遅滞なく市に報告し、必要があれば開示可能な範囲のアクセスログを開示すること。

⑤ 設置・設定支援等

- ・デジタルツールの対象者宅への設置・設定は市職員又は支援者等が行うこととするが、円滑に設置・設定を行うための支援をすること。
- ・市職員（システム管理者）向けの操作マニュアルを用意すること。
- ・対象者向けに分かりやすい端末の操作マニュアルを用意すること。
- ・市職員や支援者等が対象者に情報配信やビデオ通話を行う場合の操作マニュアルを用意すること（支援

者等が個人のスマホ等からビデオ通話を行うためにアプリのインストール等が必要になる場合は、当該アプリの導入手順等も含めて記載すること。）。

・機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新したマニュアルを速やかに作成し、提供すること。

⑥ 説明会・研修会の開催

・対象者の選定に向けて市職員や町内会長等を対象としたサービス概要の説明会を市の指定する場所において1回開催すること。

・対象者及び市職員・支援者等を対象とする操作研修会を市の指定する場所において開催すること（最大2回）。

・研修の日程・時間帯は市と協議の上決定すること。

(2) 成果物

成果物として、各対象者の利用状況を踏まえた成果や課題、機器一覧、機器仕様等を記載した業務完了報告書を電子データで提出すること。なお、記載内容等は本市と協議の上決定すること。

6. 留意事項

(1) 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとする。

(2) 受託者は、本仕様書及び本市が提供する情報・資料等について、他社への漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずるとともに、許可なく第三者への提供は行わないこと。

(3) 実証実験期間内に導入された本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者において無償で修復等の作業を行うこと。

(4) 受託者は、実証実験が終了した時には、サーバー内に保存されている本市に係るデータを完全に消去すること。

(5) 業務の実施にあたり本仕様書によるほか、滑川市情報セキュリティポリシー及び個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守すること。また、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。